

参考資料

平成30年第3回三豊市議会定例会
提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第113号関係 ……	1
(三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定について)	
・議案第114号関係 ……	2
(三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)	

【議案第113号関係】

三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表(第2条関係) (単位:円)		別表(第2条関係) (単位:円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
地域包括支援センター等運営協議会委員	日額 8,000	地域包括支援センター等運営協議会委員	日額 8,000
<u>成年後見制度利用促進審議会委員</u>	<u>日額 8,000</u>		
民生委員推薦会委員	日額 8,000	民生委員推薦会委員	日額 8,000
略		略	
備考 略		備考 略	

【議案第114号関係】

三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第23号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <hr/> <p>(6)～(9) 略</p> <p>4・5 略</p>